

## **フリースペース等相談事業費補助金交付要綱取扱要領**

### (趣旨)

第1条 この要領は、フリースペース等相談事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の適正な執行を確保するため、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するものほか必要な事項を定める。

### (補助対象団体の範囲等)

第2条 要綱第2条に規定する「活動実績」は、5年間以上相談活動を継続した実績とする。

2 要綱第2条に規定する「NPO法人に準じる団体」は、営利を目的としない団体で、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 当該団体の目的に賛同して入会した個人及び団体（以下「構成員」という。）を10人以上有すること
- (2) ひきこもり等の青少年又はその家族であり、フリースペース・家族の会等の活動の継続的な参加者として当該団体に登録している者（以下「会員」という。）を10人以上有すること
- (3) 目的、名称、事業の種類、事務所、構成員、役員、会員、会議等について定める会則等を有すること
- (4) 神奈川県（以下「県」という）内に主たる事務所を有すること
- (5) 年に1回以上、構成員の全員に参加を呼びかけて総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について意見交換すること
- (6) 団体として収入・支出は予算に基づき行い、会計簿を備えること

3 要綱第2条に規定する「県との協力関係」については、ひきこもり等について神奈川県が実施する事業への参加状況等を勘案して判断する。

### (補助対象事業の範囲等)

第3条 要綱第3条に規定する第1種相談事業及び第2種相談事業は、各々、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 第1種相談事業にあっては、原則として週4日（1日4時間以上）以上かつスタッフ2名以上により対応し、県立青少年センター館長（以下、「館長」という。）が別に定める相談業務年間開設日数を下まわらないこと
- (2) 第2種相談事業にあっては、原則として週3日（1日4時間以上）以上かつスタッフ2名以上により対応し、館長が別に定める相談業務年間開設日数を下まわらないこと

2 要綱第3条に規定する「宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるもの」は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

3 補助対象事業は、各年度交付決定日から3月31日までに実施される事業とする。

(補助対象経費から控除する経費)

第4条 要綱第4条により補助対象経費から控除する「別に定める経費」は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 団体の維持運営に要する経常的経費

(2) 団体構成員に支払われる手当等のうち、役務等への対価としての必要性が認められないもの

(補助額と補助対象経費)

第5条 補助額は、要綱第5条に定める補助額の上限の範囲内で決定する。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 要綱第5条第2項に規定する「対象団体の直近の決算額」とは、直近年度の団体全体の決算書における支出合計額を指すものとする。

(限度額と補助対象事業の関係)

第6条 要綱第5条に規定する限度額の範囲内で、複数団体の協働による相談事業を補助対象事業とすることができます。

(交付申請書等の様式)

第7条 要綱第7条に規定する交付申請は、交付申請書（様式1）により行わなければならない。

2 交付申請書には、要綱第7条第2項に規定するもののほか、構成員名簿を添付するものとする。

3 団体役員名簿及び構成員名簿には作成基準日及び役員、構成員の氏名を記載するものとする。

(補助金の交付)

第8条 要綱第9条の「概算払いとすることが不適当であると認める場合」とは、前年度以前に予算額と決算額に著しく差が生じた場合等をいう。

(交付決定の通知)

第9条 要綱第10条により補助を行う団体及び補助の額を決定したときは、館長は、規則第4条及び第6条の規定による交付決定通知を交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(変更の承認等)

第10条 要綱第13条に規定する館長の承認を受けようとする者は、フリースペース等相談事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式3-1、または3-2）に関係書類を添付してすみやかに館長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 3月31日までに精算が終了せず要綱第16条に規定する事業実績報告書の提出が困難な場合は、要綱第15条に規定する状況報告を、フリースペース等相談事業費補

助金事業実施状況報告書（様式4）により、当該補助事業終了後7日以内に行わなければならない。

（実績報告）

第12条 要綱第16条に規定する実績報告は、事業実績報告書（様式5）により行わなければならぬ。

2 要綱第16条に規定する実績報告の提出時期は、4月10日を越えることはできない。

（消費税仕入控除税額報告書の様式）

第13条 要綱第17条に規定する消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（様式6）により行わなければならぬ。

（事業実績の公表、公開）

第14条 補助団体は、青少年センターが事業実績報告書を公表することを了承するとともに、青少年センターが補助対象事業について広報する際にこれに無償で協力することとする。

2 補助団体は、事業計画書、收支予算書、事業結果報告書、収支決算書を自ら情報公開することとする。

（青少年センターから移送された相談案件への対応）

第15条 補助団体は、青少年センターから移送された相談案件について、補助対象事業の属する年度の間、無償で相談に対応することとする。

（届出事項）

第16条 補助団体は、要綱第20条に規定するもののほか、構成員に異動のあったときはすみやかに文書をもってその旨を館長に届け出なくてはならない。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。なお、平成 27 年度の補助金に関して改正前の様式により事業報告書等が提出された場合は、改正後の様式により提出されたものとみなす。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和 4 年 1 月 20 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要領により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和 8 年 2 月 8 日から施行する。